

令和3年度第10回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第10回農業委員会総会

1. 開会日時 令和4年1月11日（月） 午前 10時00分

2. 閉会日時 令和4年1月11日（月） 午前 10時58分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

4. 出席農業委員

木寺 敬一郎会長

木原 一博副会長

2番 森田 まゆみ委員

3番 嶺 才三委員

4番 江藤 喜美雄委員

6番 小田 弘二郎委員

7番 永沼 靖委員

8番 木原 年廣委員

出席推進委員

北部 佃 一俊委員

5. 出席事務局員

事務局長 藤田 恵二

係 長 白川 勉

係 員 入江 浩二

6. 欠席委員

1番 甲斐 洋子委員

5番 小田 尚徳委員

南部 入江 弘委員

7. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員 2 名

4 番 江藤 喜美雄委員

6 番 小田 弘二郎委員

(4) 農地法第 5 条申請について

(5) その他事項

ア. 利用権設定について

イ. 令和 3 年度農業委員会研修一覧について

ウ. 農用地利用計画変更申し出について

カ. 今後の予定について

(6) 閉会

第10回水巻町農業委員会総会

令和4年1月11日
(午前9時59分開会)

木寺会長 ; 《挨拶》

それでは始めたいと思います。

本日、甲斐委員、小田尚徳委員、および入江最適化推進委員から欠席の届けが出ておりますので、ご報告いたします。

出席9名、定足数に達していますので、ただいまから、令和3年度第10回農業委員会総会を開催いたします。

それでは議題に入ります。

議題(1) 会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の会議録署名委員に、4番、江藤喜美雄委員、6番、小田弘二郎委員を指名します。

議題(2)の①、農地法第5条申請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第5条-①申請について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員であります木原副会長から説明をお願いします。

木原副会長 ; 周りに田んぼもなく用水等も関係ありませんので特に申し上げることはありません。以上です。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

ないようなので、質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

議題(2)の①、農地法第5条申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題(2)の①、農地法第5条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

次に行きます。

議題(2)の②、農地法第5条申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農地法第5条申請-②について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である木原副会長から説明をお願いします。

木原副会長 ; 4ページをご覧ください。この農地は一番外れにあり右隣に農地がありますが、用水としてはこの申請地で最終になっておりますのでこちらの農地には支障はありません。以上です。

木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
永沼委員。

永沼委員 ; こちらの西側の田んぼの方は作ってあるんですか。

木原副会長 ; 作っています。

永沼委員 ; そうすると 24 ページ、着工が 3 月で 8 月が営業開始になっていますよね。畦畔がありますが工事をすると伊左座の場合は水が全部抜けるんですよ。そういう所は地主さんと話しはできているんですか。

木原副会長 ; それは確認しておりませんでした。確認します。

木寺会長 ; よろしいですか。その他にご意見がある場合は挙手のうえ発言をお願いします。ないようなので質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

議題（２）の②、農地法第 5 条申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同 ; (挙手)

木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題（２）の②農地法第 5 条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

それでは、その他を議題といたします。

利用権の設定について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《利用権の設定について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

ないようなので、次に行きます。

令和 3 年度農業委員会研修一覧について、事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《令和 3 年度農業委員会研修一覧について説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

それでは、次に行きます。

農用地利用計画変更申し出について事務局の説明を求めます。

事務局 ; 《農用地利用計画変更申し出について説明》

木寺会長 ; それでは地元の農業委員である嶺委員から説明をお願いします。

嶺委員 ; 今回農振除外のあった農地ですが、その周りで耕作している方々に集まってもらって協議致しました。当初、意見が賛否両論、ばらばらで組合員の方に入ってもらって決めたいという申し出が生産組合長からあり会議を開きました。結果としては全員の方が賛成ということになり現在に至っております。

以上です。

木寺会長 ; 嶺委員からの説明でしたが、事務局としてはどうですか。

事務局 ; 《資料について説明》

木寺会長 ; ご意見があるかたはをお願いします。

小田弘二郎委員。

小田(弘)委員 ; 判断は迷うところですが、この前の講習会の時に農用地を変える時は、本来は駄目だけど公共施設ならいいと言うような説明をされたような気がするん

だけど、このような 5 要件があるとほとんど米も作らなくなって田んぼがいなくなってくることを考えたら新しいビジネスをやっていくうえでいいんじゃないかという気がするんだけど、これを一旦認めてしまうとね。

この前、入江委員に立屋敷でも陳情書とか色々やったけど認めてくれなかったと聞いて、このような決まり事があると委員会も大事だけど、ちょっと腹を据えるような議論をしないと判断しようがないです。この場であなたどうすると聞かれても答えようがないです。そこまで深く考えたことないから。地元の方たちが賛成したのならいいのかもしれないけど、税金の関係とかもあるんですか。そういう総合的に判断をしてもらいたいなと、先輩方のご指導を願いたいという気もします。

木寺会長 ; 事務局、この場合はどうすればいいですか。

事務局 ; 今、小田委員の話して立屋敷の話しがでしたが、それは農振地域自体をどうするかということですね。それ自体をどうするかと言うのは県が指定しておりますので、事業計画で大規模開発があるときなど明白な目的がある場合に農振地域を外して例えば都市計画区域を入れることによって農用地から三種農地の地域になるという話の一つあります。それとは別に今回のような案件は個別案件という形になりますので、その場合はその土地その土地の現況に応じて除外できるのかというのは法律の判断になりますので、今回のように個別案件という形で意見交換を行いながら要件を満たしているかどうかを判断する形になっております。その中で最初にお話ししましたこの農地が周辺部ではなくて左右の西側東側農地がありまして、南側も用水路を挟んで農地がありますので、農地が集団化しているところを転用したら明らかに周りの農地の連続性とか集団性とか損なわれるということで、今回の除外は難しいのではないかとこの形で考えております。以上です。

木寺会長 ; 小田委員。

小田(弘)委員 ; 農用地というのは地元の人が集まって、農用地にするとか、しないとかそういう話が昔はあったとお聞きしたんですよ。地域によってばらばらになっていると、農用地とそうじゃないところがまだらになっているという話を聞いて、どうするんですかと聞いたら、できませんと。まだらになったままが水巻ですと。

地元の人がいいよと言っても、地元の人是一生農用地でやるよということなんです。だから、個別だけ認めたんですよ。

事務局 ; もとものの部分は法律の中で農用地にする手続きだとか、除外に対する手続きというのは規定されておまして、そもそも除外をするという判断は町の判断になります。町が作った計画になりまして、農用地を編入する場合がありますし、除外する場合がありますが、計画を作るのは町ですので、その時

に個人の財産になりますので、勝手に農用地にされたら困る方もいらっしゃるのでは、その時同意を得たのではないかと思います。今回これを除外するかどうかは、個人の財産に当たりますが、あくまでその当時同意を得て農用地としておりますので、地元の同意は大前提ではありますが、同意があったからと言ってそこを除外するという話ではないです。あくまで法的な要件を満たしているかどうか最終的な判断となります。その部分を慎重に判断する必要があります。県とも話した結果、今回は難しいんじゃないかという話になったということです。

小田(弘)委員；過去、私が初めて委員になったとき、みどりんぱあーくの近く出入りが悪くて公共が使うのでいいよという判断でした。なるほどと思ったんですけど。今度の場合はそうじゃないんですね。

木寺会長；事務局お願いします。

事務局；農用地の除外は公共でなくてもいいです。過去にはアパートとか作っていることもあります。その中に別に、土地収用ということで公の目的で転用許可がない場合があります。そういう場合が今おっしゃられた形になるのかなと認識しております。以上です。

本日、欠席されている小田尚徳委員より、ご伝言を聞いておりますので、事務局より申し上げます。

今回の対象地のような真ん中の農地を除外した場合は、間違いなく周りの農地に対して影響があるし、このような案件を認めた場合は、自分の地区においても影響が出るのが懸念されるので、委員としては賛成しかねることでした。以上です。

木寺会長；ほかに意見がありましたら挙手の上発言をお願いします。

佃委員。

佃委員；ひとつ言わせてもらえれば、今事務局からあった項目を素直に読めば、経済的に問題があると言われたらその通りやなと思うんですよ。あなたのところは景気がいいじゃないと個人的に言えないですからね。経済的な理由があると認めても、この項目から言っても難しいのではないかと、私は率直に思います。それと、間で一つ認めると、この制度が全部崩れてしまいます。下二だけの問題じゃなくて、町全体の問題として崩れてしまうと思うんですよ。下二で認めて、どうして猪熊で認めないのかという問題が出ると思うんですよ。私が農業委員に出る前も、農用地を解除しようという意見の方が署名を集めるような雰囲気があって、なるほど、と思ったことがあるんですよ。農用地を売って早く処理したいという考え方の人もおるし、今度出てきた問題の中でびっくりしているのは、下二の中で全員集めて全員が賛成したというから、素晴らしいと思うんですよ。私たちの集落では絶対ないと思うんで

すよ。地権者が結構いるからですね。全員が賛成するということは今回の問題はびっくりしました。以上です。

木寺会長 ; ほかにご意見がある場合は挙手をお願いします。

嶺委員。

嶺委員 ; 全員賛成されたんですけど、賛成の内容もいろいろあったと思うんです。自分の代で土地を処分したいと思っている方もおられました。そういう意見も出ました。7割の方が耕作していない方、3割が耕作している状況の中での意見かなと思います。以上です。

木寺会長 ; ほかに意見がありましたら、挙手の上発言をお願いします。

もう一度事務局のほうで今後の流れを説明していただけますか。

事務局 ; 農振地域からの除外という形につきまして、基本的に町のほうで判断して、最終的には許可を県がした場合に認められます。町としてはできないよという形になっておりますので、今回農業委員会の中で意見を伺いまして、JAさんからも意見を伺っておりますので、最終的には協議会を開かせていただいてそこで最終的な結論を出したいと思います。以上です。

木寺会長 ; よろしいでしょうか。

それでは、続けて、事務局から今後の予定を説明願います。

事務局 ; 《今後の予定の説明》

木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。

それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ないようなので、以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度第10回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前10時58分閉会)

会議録署名人

4 番

6 番